

児童相談所設置市の政令指定を要請しました

令和4年1月31日、豊島区は厚生労働省に対し、児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」として政令指定することを要請しました。この政令指定により、豊島区は児童相談所を設置することができます。

児童相談所の開設は令和5年2月を予定しており、長崎健康相談所、消防団施設との複合施設として整備を進めています。子どもを守る専門機関と健康を守る専門機関が一体となった新たな子ども・子育て拠点として、子どもの最善の利益を確保します。

▼児童相談所外観（イメージ）



▼エントランス（イメージ）



▼児童相談所内観（イメージ）



■豊島区児童相談所の概要

開設日：令和5年2月

所在地：豊島区长崎三丁目6番24号
(旧長崎健康相談所跡地)

延床面積：3198.22㎡

構造・階層：鉄筋コンクリート造
／地下1階、地上3階

3F	児童相談所
2F	児童相談所
1F	長崎健康相談所、消防団施設
B1F	長崎相談所

▼案内図



■豊島区児童相談所の3つの特長

1. 長崎健康相談所を併設！ ～新たな子ども・子育ての相談拠点～

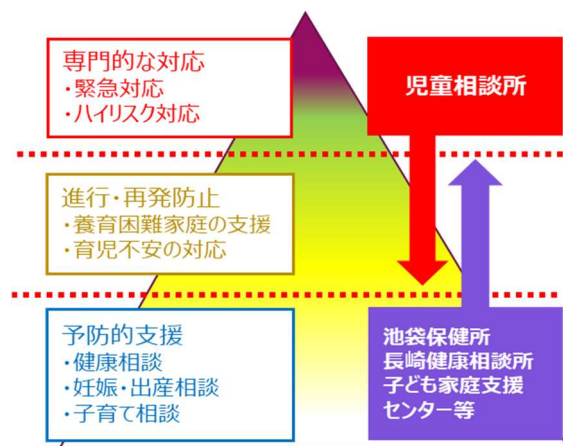
- 長年、地域で親しまれてきた長崎健康相談所を併設することで、母子保健部局との連携をさらに強化し、妊娠・出産から子育てに至るまでの相談拠点として、切れ目ない支援の充実を図ります。
- また、子育て・健康に関するイベントの実施や交流スペースの活用により、新たなコミュニティを生み出すことで、地域に賑わいと豊かさをもたらし、さらにまちの価値を高めます。
- 加えて、地域防災の中核的な役割を担う消防団施設も併設し、地域の安全・安心を総合的に守ります。



▲子育て・健康のイベント（イメージ）

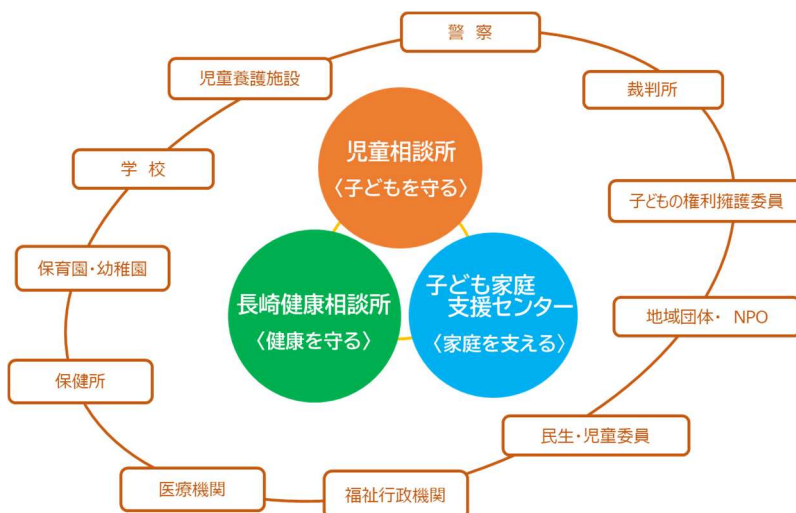
2. 専門職による一貫した支援と子どもの権利を保障する取組みを進めます！

- 専門機関である児童相談所と身近な相談機関である子ども家庭支援センターが区の児童相談行政の両輪となり、関係機関と連携を図るなかで、身近な相談からハイリスクな相談までを専門職が一貫して支援します。
- 様々な要因から本来の家庭環境で生活することが困難となった子どもたちが夢や希望を抱き、安心して健やかに成長できるよう、一人ひとりに寄り添った支援を行うことで、子どもの最善の利益を保障します。



3. “オールとしま”による児童相談体制を構築し、子どもを虐待から守ります！

- 増加しつつある児童虐待等の相談に対して、児童相談所と子ども家庭支援センターに母子保健の専門機関である長崎健康相談所を加えた三機関が核となり、それぞれの専門性を活かした迅速かつ適切な対応を行います。
- 関係機関との連携と地域のネットワークを活用した“オールとしま”による児童相談支援体制を確立し、虐待の疑いのある子どもとその家庭の早期発見、早期対応により、「児童虐待ゼロ」を目指していきます。



お問い合わせ先：子育て支援課児童相談所設置準備担当